

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等に事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

グリーン化に向けて地元の土を活かしながら継続して努力したいと考えております。特に肥料、消毒などの使用を低下させるなどで環境負荷の少ないスイカ、キンカンウリ、さつまいもを生産・販売していくために、環境配慮に積極的に取り組んでいる種子、苗企業から優先的に仕入を行っていきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

種子、苗などの仕入れに関して不合理な原価低減要請は行いません。下請事業者からの申し出による協議はもちろん、価格変更に至る諸事情を十分考慮し、取引対価の決定については、取引先と十分に協議し、契約時には双方の契約条件の書面による明示・交付を行います。

② 手形などの支払い条件

購入する代金は可能な限り現金で支払います。今はありませんが手形で支払うことがあれば、割引料を事業者負担とせず、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引事業者に対して、適正なコスト負担を伴わな

い短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時においては、取引事業者に一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時にはできる限り取引関係の継続に配慮します。

3. その他

○取引先との間の連携を深めて、相互のコミュニケーションを増やし、双方の管理レベルを上げてロス率の改善などを通じて得られる利益について、50/50 など公正に配分していきます。

令和6年4月17日

北陸・越前 あらいや

代表 新井美岐雄